

課税仕入れの支払対価に該当するか否か

ユーザーにポイント付与、個別に役務提供受けたかで判断

ポイントサイトを運営する請求人が、ユーザー（個人）に付与したポイントが課税仕入れに係る支払対価に該当するか否かが争われた裁決で、国税不服審判所は、ポイントの価値相当額が請求人の課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否かは、請求人によるポイントの付与がユーザーから個別具体的な役務の提供を受けたことによって生じたという対応関係があるか否かで決せられるとの判断を示した。本裁決では、請求人は広告主等の求める行為のためにポイントを付与していることから、ポイントの価値相当額は請求人の課税仕入れに係る支払対価の額とは認められないとした（東裁（諸）令7第30号）。

個別具体的な役務の提供を受けたことにより生じた対応関係があるか

本件は、ポイントサイトを運営する請求人が、ユーザーに付与したポイントの価値相当額は課税仕入れに係る支払対価の額に該当するとして更正の請求を行ったが、原処分庁が更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたことから、その全部の取消しを求めた事案である。

サイト利用者に現金等と交換可能なポイント

請求人は、インターネット上のウェブサイトであるポイントサイトにおいて、広告主等からの依頼等に基づいて広告等を掲載し、その広告料その他の収入を得ている。また、請求人は、サイトのユーザー登録をしたユーザーに対して、ユーザーがアフィリエイト（ユーザーがサイト上に掲載されている広告を経由して発注主のサービスを利用）やアンケートに回答、サイトを第三者に紹介するなどし、所定の条件を満たした場合に、現金や電子マネーに交換可能なポイントを付与するなどのサービスを提供していた。なお、主な

ポイント付与の仕組みは表のとおりである。

請求人は、ユーザーがアンケートに回答するなどした場合に、発注主から請求人に対して成果報酬が支払われており、ポイントの付与も成果報酬を原資として同じタイミングで行われているものであるから、ポイントは、請求人がユーザーから受けたアフィリエイトなどの役務の提供の対価として付与したものであるなどと主張した。

広告主等の求める行為のためにポイント付与

審判所は、ある支払が課税仕入れに係る支払対価として仕入税額控除の対象となるのは、当該支払が個別具体的な役務の提供を受けたことによって生じたという対応関係が認められることが必要と解されるとし、本件については、ポイントの価値相当額が請求人の課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否かは、請求人によるポイントの付与がユーザーから個別具体的な役務の提供を受けたことによって生じたという対応関係があるか否